

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月10日

中止

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 奈良県 |
| 3. 市区町村名 | 平群町 |
| 4. 届出番号 | 8 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 120-2 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.town.heguri.nara.jp/web/profile/chosei/chosei03.html |

執行機関名 平群町長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 平群町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱(平成29年3月平群町要綱第7号)の規定による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 98 | |
| ③番号法別表第2の項 | 120 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月条例第27号)別表第1 第9の項 平群町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱(平成29年3月平群町要綱第7号)の規定による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条 | 平群町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、 <u>難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)</u> の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「 <u>難病の患者に対する医療等</u> 」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向</u> | 第1条 この要綱は、 <u>不妊に悩む夫婦が負担する不妊治療(県の公費助成の対象となる体外受精及び顕微授精を除く不妊治療とする。以下「一般不妊治療」という。)</u> 又は <u>不育治療に要する費用の一部を町が助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策の充実に資することを目的とする。</u> |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 平群町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱 |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|--|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 | 平群町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱第7条 |
| ②事務の内容 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 一般不妊治療・不育治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号ニ | 平群町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱第3条第1項第5号及び第6条第1項第4号並びに第1号様式 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 市町村民税に関する情報 | 市町村民税に関する情報 |